

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表14号

### 監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成26年2月17日

大磯町監査委員	仲川元秋
同	竹内恵美子

## 監査結果報告書

### 1. 監査の種類

定期監査

### 2. 監査年月日

平成 26 年 2 月 6 日（木）

### 3. 監査対象の課等

政策総務部総務課

### 4. 監査の期間、範囲、事務

①平成 25 年度に係る事業の執行及び財務に関する事務の執行について

②監査重点事項は、平成 25 年度大磯町監査方針による

③その他

### 5. 所掌事務の概要

職員の研修、福利厚生・健康管理、共用車の維持管理、平和・国際交流、条例・規則等の審査、文書の取扱、議会、訴訟、情報公開制度、庁舎等の整備、維持管理及び町有施設の設計、管理等に関する事務を行っている。

### 6. 監査結果概要

平成 25 年度に係る事業及び財務に関する事務の執行について監査した結果、全般的に適正に処理されているものと認められた。

ただし、物品管理について一部改善すべき点があったので、その措置状況について年度が切り替わった時点で別途通知する。